

鹿 児 島 県 公 報

平成26年12月16日（火）第3069号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- 団体営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い) 3
- 自動車専用道路の指定（2件） (道路維持課取扱い) 3
- 都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 3
- 都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4
- 都市計画特定用途制限地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4
- 都市計画伝統的建造物群保存地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4
- 都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4
- 都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 5
- 都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 6
- 都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 6
- 都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 6
- 都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 7
- 都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 7
- 都市計画防火水槽の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 7
- 都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 7
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 8
- 直接請求の連署に必要な有権者の数（※） (選挙管理委員会取扱い) 8
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 9

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 1138 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
肝属郡錦江町馬場字松崎1134番6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1139号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
シニアマンション鹿児島信愛（介護付）	始良市脇元956番地1	株式会社高岡医療サービス	宮崎市高岡町飯田2089番地2	辰元 圭子	平成26年11月30日	特定施設入居者生活介護

鹿児島県告示第1140号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護老人保健施設ヴァンベールみどりの風	指宿市山川大山2056-4	医療法人浩然会	指宿市十町字湯ノ前1145番地	大重太真男	平成26年12月1日	訪問リハビリテーション
シニアマンション鹿児島信愛（介護付）	始良市脇元956番地1	株式会社鹿児島信愛	始良市脇元956番地1	宮内 俊明	平成26年12月1日	特定施設入居者生活介護

鹿児島県告示第1141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
シニアマンション鹿児島信愛（介護付）	始良市脇元956番地1	株式会社高岡医療サービス	宮崎市高岡町飯田2089番地2	辰元 圭子	平成26年11月30日	介護予防特定施設入居者生活介護

鹿児島県告示第1142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護老人保健施設ヴァンベールみどりの風	指宿市山川大山2056-4	医療法人浩然会	指宿市十町字湯ノ前1145番地	大重太真男	平成26年12月1日	介護予防訪問リハビリテーション
シニアマンション鹿児島信愛（介護付）	始良市脇元956番地1	株式会社鹿児島信愛	始良市脇元956番地1	宮内 俊明	平成26年12月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

鹿児島県告示第1143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第1項の規定により、曾於市が行う土地改良事業団体営農山漁村活性化プロジェクト支援交付金柳井谷地区松山換地区の換地計画に係る換地処分は、平成26年11月28日に行われた。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1144号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお、指定する道路の部分を表示した図面は、平成26年12月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 路線名
鹿屋環状線
- 2 指定する道路の部分及び期日

指 定 す る 道 路 の 部 分	指定する期日
鹿屋市笠之原町1912番4地先から同市東原町2860番8地先まで	平成26年12月16日

鹿児島県告示第1145号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお、指定する道路の部分を表示した図面は、平成26年12月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 路線名
鹿屋串良インター線
- 2 指定する道路の部分及び期日

指 定 す る 道 路 の 部 分	指定する期日
鹿屋市東原町2860番8地先から同市串良町細山田字山之上5690番1地先まで	平成26年12月16日

鹿児島県告示第1146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第

2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類
薩摩川内都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1147号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類
薩摩川内都市計画特別用途地区
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類
薩摩川内都市計画特定用途制限地域
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 薩摩川内都市計画伝統的建造物群保存地区
 - (2) 名称 入来麓伝統的建造物群保存地区
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 薩摩川内都市計画道路

- (2) 名称 3・3・34号平成通線
3・4・3号参宮線
3・4・17号隈之城高城線
3・4・22号前畑上池線
3・4・24号本通辻原線
3・4・26号天辰上川内線
3・4・27号永利天辰線
3・4・28号大明神皿山線
3・4・35号平佐加治屋馬場線
3・5・18号大小路中郷線
3・5・20号中通線
3・5・21号駅前温泉場線
3・5・23号前畑鶴峯線
3・5・25号中郷五代線
3・5・29号平佐天辰線
3・5・30号大学通線
3・5・31号碓山通線
3・5・32号坊ノ下通線
3・5・33号本町通線
3・5・36号横馬場田崎線
3・6・9号向田通線
3・6・10号竹之馬場通線
3・6・11号冷水線
3・6・12号裁判所前通線
3・6・13号祇園通線
3・6・14号大坪通線

2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 薩摩川内都市計画公園
(2) 名称 2・2・1号八坂公園
2・2・2号春田川公園
2・2・3号市比野公園
2・2・4号泰平寺公園
2・2・5号向田公園
2・2・6号芋野公園
2・2・7号門田公園
2・2・8号上大島公園
2・2・9号小野公園
2・2・10号前水流公園
2・2・11号笹脇公園
2・2・12号田麦公園
2・2・13号古原公園

- 2・2・14号前田公園
- 2・2・15号山田島公園
- 2・2・16号香田公園
- 2・2・17号五代公園
- 3・3・1号御陵下公園
- 3・3・2号樋脇公園
- 3・3・3号丸山公園
- 3・3・4号野間島公園
- 3・3・5号三堂公園
- 4・4・1号清水ヶ岡公園
- 5・6・1号唐浜臨海公園
- 6・5・1号薩摩川内市総合運動公園

- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
- (1) 種類 薩摩川内都市計画下水道
 - (2) 名称 薩摩川内市公共下水道
住連木都市下水路
中郷下目都市下水路
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
- (1) 種類 薩摩川内都市計画汚物処理場
 - (2) 名称 川内汚泥再生処理センター
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
- (1) 種類 薩摩川内都市計画ごみ焼却場
 - (2) 名称 川内クリーンセンター

- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
(1) 種類 薩摩川内都市計画市場
(2) 名称 協同組合川内地方卸売市場
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1156号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
(1) 種類 薩摩川内都市計画火葬場
(2) 名称 薩摩川内市葬斎場
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
(1) 種類 薩摩川内都市計画防火水槽
(2) 名称 防火水槽
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
(1) 種類 薩摩川内都市計画土地画整理事業
(2) 名称 戦災復興地区土地画整理事業
流寄地区土地画整理事業
船間島地区土地画整理事業

下目中郷地区土地区画整理事業
 中郷地区土地区画整理事業
 第二中郷地区土地区画整理事業
 天辰第一地区土地区画整理事業
 川内駅周辺地区土地区画整理事業
 温泉場土地区画整理事業

- 2 関係図書の縦覧場所
 鹿児島県土木部都市計画課

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年12月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 （2工区）

薩摩川内市川永野町字小奈多平6922番25, 6922番26, 6922番31の一部, 6922番34の一部, 6922番35の一部, 6922番36の一部, 6922番41の一部, 6922番42の一部, 6922番43の一部, 6922番44, 6922番45の一部, 6922番46, 6922番74, 6922番75の一部, 6924番11の一部, 6924番14, 6925番3, 6925番4, 6925番5, 6925番8, 6925番9の一部, 6925番10の一部及び6931番

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
 薩摩川内市川永野町6924番地11
 公益財団法人鹿児島県環境整備公社
 理事長 布袋嘉之

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成26年9月16日鹿児島県選挙管理委員会告示第27号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

平成26年12月16日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27,566
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と	272,288

を合算して得た数		
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	148,618
	鹿屋市・垂水市区	32,704
	枕崎市区	6,405
	阿久根市・出水郡区	9,348
	出水市区	14,845
	指宿市区	12,072
	西之表市・熊毛郡区	12,181
	薩摩川内市区	26,493
	日置市区	13,771
	曾於市区	11,023
	霧島市・姶良郡区	36,706
	いちき串木野市区	8,274
	南さつま市区	10,259
	志布志市・曾於郡区	12,985
	奄美市区	13,814
	南九州市区	10,626
	伊佐市区	8,002
姶良市区	20,513	
薩摩郡区	6,502	
肝属郡区	11,449	
大島郡区	17,563	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		272,288
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第133号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年12月16日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
--------	-----	------------	------

ぱちんこ遊技機	CR釣りキチ三平99VM	豊丸産業株式会社	4P1027
ぱちんこ遊技機	CR釣りキチ三平199L	豊丸産業株式会社	4P1034
ぱちんこ遊技機	CR釣りキチ三平99VS	豊丸産業株式会社	4P1037
ぱちんこ遊技機	CR釣りキチ三平99VX	豊丸産業株式会社	4P1049
ぱちんこ遊技機	CR GOD AND DEATH 99VM	豊丸産業株式会社	4P1064
ぱちんこ遊技機	CR猪木5H9AY	株式会社平和	4P1032
ぱちんこ遊技機	CR猪木5M9AW	株式会社平和	4P1052
ぱちんこ遊技機	CR優るりんパチンコ野菜の王国 ～サニーとルナの大収穫祭～A7 α	マルホン工業株式会社	4P1035
ぱちんこ遊技機	CR特命係長只野仁N-KE	株式会社EXCITE	4P1046
回胴式遊技機	ハナビBH	株式会社アクロス	4S1056